

# 解体補助のご案内

～空き家・住宅の解体をご検討の方はご相談ください～

令和6年度から、耐震性に劣る住宅<sup>(※1)</sup>の解体工事費に対して、補助をする制度の検討をしています。

それに伴い、**現在市で行っている、空き家の解体工事費の補助の要件<sup>(※2)</sup>を見直す予定**です。

令和6年度中に、空き家や住宅の解体を検討している方は、**令和6年2月末までに下記までお問合せください。**<sup>(※3)</sup>

<sup>(※1)</sup>昭和56年5月31日以前に建てられた住宅で、市が行う耐震診断<sup>(※4)</sup>で耐震性に劣ると診断された住宅。(この他にも要件があります。)

<sup>(※2)</sup>下記 イメージ図 をご覧ください。(変更となる可能性もあります。)

<sup>(※3)</sup>**お問合せにより、申請を受付けたことになりません。**既に行っている解体工事は対象外です。

申請多数の場合は抽選とする予定です。

<sup>(※4)</sup>耐震診断の詳細は、裏面 をご覧ください。

イメージ図

## 令和5年度 空き家解体補助

対象となる空き家	申請者
特定空き家等 <sup>(※5)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者</li> <li>・相続人</li> <li>・不在者財産管理人</li> <li>・相続財産管理人</li> <li>・成年後見人</li> </ul>
「再建築不可能な敷地」に建てられている空き家	
<b>耐震性のない空き家</b>	

## 令和6年度 空き家解体補助

対象となる空き家	申請者
特定空き家等 <sup>(※5)</sup>	所有者・相続人・不在者財産管理人・相続財産管理人・成年後見人
「再建築不可能な敷地」に建てられている空き家	

<sup>(※5)</sup>そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の空き家。

## 令和6年度 住宅解体補助

対象となる住宅	申請者
<b>耐震性に劣る住宅<sup>(※1)</sup></b> <b>ご注意ください!!!</b> 耐震診断の結果が出るまで3～4か月かかる場合があります。	所有者 (登記名義人)



裏面へ

【お問合せ先】

千曲市役所 建築課

電話：026-273-1111（内線3222、3223）

# 昭和 56 年 5 月以前に建てたお家は 無料で耐震診断をやりましょう！

診断結果により、耐震改修工事の補助金対象になります！  
令和 6 年度から解体工事の補助金も予定しています！！

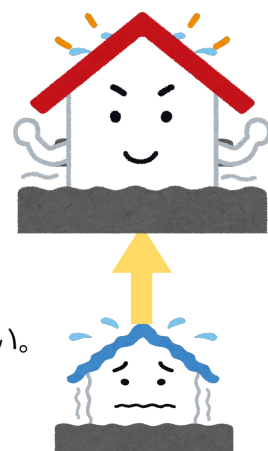
**プレゼント**（耐震診断をおこなった方へ差しあげます）

- 耐震診断結果報告書
- 耐震改修方法の一例
- 工事費の目安

◆**対象となる住宅** 次に掲げる要件すべてに当てはまる木造住宅

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で市内に存するもの
- 木造在来工法の平屋又は 2 階建て住宅
- 個人所有の一戸建て住宅

- ※ 店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満のものを含みます。
- ※ ツーバイフォー工法（枠組壁工法）、丸太組工法等は対象になりません。
- ※ 対象外の工法や木造以外の住宅の場合は、建築課にお問い合わせください。



◇診断結果は、“**評点**”により評価されます（評価は目安です）

評点が 1.0 未満の場合は、耐震改修工事の補助金対象になります。（解体工事も検討中）

被害\震度	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7
無被害	1.0, 1.3	1.3			
小破	0.4, 0.7	1.0	1.3		
中破		0.7	1.0	1.3	
大破		0.4	0.7	0.7, 1.0	1.3
倒壊			0.4	0.4	0.4, 0.7, 1.0

※ 上記の表は目安です

◆**耐震診断の申込み方法** \*1:耐震診断士派遣申込書はホームページ又は建築課窓口で入手できます。

「耐震診断士派遣申込書」\*1を千曲庁舎建築課（3F）へご提出ください。

郵送も可能です。（送料は自己負担でお願いします）

※ 申し込みが多数の場合には、実施が来年度になることがあります。

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目 1 番地

千曲市役所 建築課建築監理係 宛



千曲市耐震診断・改修補助金ホームページ